

会 議 結 果 報 告 書

令和2年8月18日

会議の名称	令和2年度第1回志木市介護保険運営協議会・地域包括支援センター検討部会
開催日時	令和2年8月18日（火）10時～12時
開催場所	志木市総合福祉センター 4階 401・402会議室
出席委員	渡辺修一郎部会長、清水正明委員、原藤光委員、大島文枝委員 (計 4人)
欠席委員	岩崎智彦委員 (計 1人)
説明員	地域包括支援センター柏の杜 土屋裕子所長 地域包括支援センターせせらぎ 飯田敦所長 地域包括支援センターブロン 大原信所長 地域包括支援センター館・幸町 石幡真澄所長 地域包括支援センターあきがせ 生方登喜子所長 長寿応援課（保険者） 的場裕行課長、奥田和治副課長 (計 7人)
議題	1 議事 (1) 令和元年度地域包括支援センター事業報告及び事業収支決算について (2) 令和2年度地域包括支援センター人員配置について (3) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局	長寿応援課 的場裕行課長、奥田和治副課長
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開会</p> <p>2 部会長あいさつ</p> <p>3 議事 (1) 令和元年度地域包括支援センター事業報告及び事業収支決算について 説明員）資料1-1～1-5に基づき説明。</p>	

本日の会議では、事業報告、収支報告の他に業務評価も実施する予定であったが、本市では、業務評価について国の統一基準を採用しており、本日の時点で、国の集計結果がまだ出ていないため、業務評価については今後の審議事項とし、本日は事業報告及び収支決算のみ報告する。事業報告は、各地域包括支援センター所長から行う。

保険者である市からは、令和元年度の各センターの収支決算報告をする。地域包括支援センターの運営経費は、市からの委託金を中心とする包括的支援事業分と、介護保険給付費である予防ケアプラン作成料を財源とする指定介護予防支援分から成り立っている。これら各事業の最終的収支差額は、各センター間で差があるが、立地条件や運営形態、給与体系を考慮すると、適正に運営されていると認識している。

議長) 令和元年度末から新型コロナウイルス感染症への対策が必要になってきたと思うが、これに伴い各センターから特別に予算が必要になったとの報告はあるか。

説明員) 各センターの事業は、感染症の流行により、現時点でも中止となっているものが多いが、各センターの支出は人件費及び事業所運営経費を主にするため、令和元年度決算については大きな影響を受けていないと認識している。

委員) センターによっては決算書の作成日が6月となっているが、理由はあるか。

説明員) 作成日については、各センター受託者のルールに任せているが、年度末で精算し、決算書として報告している点はいずれのセンターにも相違はない。

委員) 2月頃から訪問等の相談件数が新型コロナウイルスの影響から減少しているようだ。今後もそのような傾向は継続すると思われるが、相談支援の方法も変えていく必要があるのではないか。

説明員) 年間相談件数は昨年度比増加しているが、2月以降は感染症の影響を受けており、今後も新しい生活様式にあわせた適切な相談体制を協議していく必要があると考える。

委員) 市内の高齢者施設で感染症は発生しているのか。

説明員) 現時点ではクラスターのような事象は発生していない。

議長) これから地域包括支援センターに入室してもらう。

〈地域包括支援センター入室〉

各説明員) 資料に基づき説明。

説明員) 昨年度の柏の杜の事業について報告する。総合相談については、今年の2月から3月にかけて感染症の影響で訪問による相談は増加したが、電話等の相談は減少傾向にある。重点的に行った事業として、3回出張相談会を開催したが、地域の薬剤師や乳製品宅配業者の協力を得て行うことができた。包括的・継続的ケアマネ支援として、年6回事例検討会を開催し、事例に応じて医師や臨床心理士、弁護士等にスーパーバイザーを依頼した。高齢者元気づくり事業による歌や体操、認知症カフェは例年通り継続し、生活支援体制整備事業として住民向けフォーラムを開催、柏町在住の作家による講演と

ゲーム、柏町にある商店の試食等により、柏町を知ってもらう取組を行った。昨年度は住民と話し合う機会を多く持てたが、感染症の影響で気軽に会えない状況があり、今後検討していく必要がある。

説明員) せせらぎが昨年度に重点的に取り組み、成果をあげた事業を5つ報告する。地域とのネットワーク形成の実例として、地域のコンビニエンスストアとの情報共有と連携により、高齢者の見守りを行った。この事例を通じて地域の事業者との連携の必要性を強く感じた。生活支援体制整備事業として、啓発イベントを開催し、新たな担い手を発掘したり、事業の参加者を増やすことができた。権利擁護業務については、公証役場との連携を密にし、日々の相談に活かすことができた。包括的・継続的ケアマネ支援として研修会を年5回開催し、ケアマネジャーの技術の向上を図るとともに、せせらぎと話しやすい関係を構築することができた。在宅医療・介護連携については、大田区の取組の視察により、住民の自発性の重要性を再認識し、事業に活かすことができた。

今年になってからは感染症の影響により、事業が中止になる等の影響を受けたが、今後も安全対策を行いながら、高齢者の支援を行っていきたい。

説明員) ブロンは、地域の成年後見と生活困窮の相談が増加している状況を踏まえ、権利擁護について取り組む機会を増やし、年に4回弁護士による法律講座を開催したり、6回の出張講座においても後見制度の講座を行った。生活困窮者への相談については、市との連携を密に対応した。また健康講座では骨密度測定等を実施し、専門家によるアドバイス等で参加者に好評を得た。認知症カフェにおいては、6回の開催のすべてでイベントを実施し、初めての方にも多く参加いただき、ネットワークの形成ができたと感じている。声掛け模擬訓練については、地域住民にも多く協力いただき、消費者被害防止の訓練も同時に行うことができた。また訪問活動において、70歳から74歳の独居男性の全件を訪問し、啓発活動として成果があったと思う。感染症の影響については、3月の事業の中止があり、今後も感染症の状況を踏まえた対応をしていきたい。

説明員) 館・幸町は、包括的・継続的ケアマネ支援として研修会の開催や事例検討会を定期的に開催した。また、認知症カフェ等を活用し、支援が必要な高齢者の早期発見に努めた。地域ケアエリア会議の年18回開催、成年後見制度に関する相談40回、虐待関連相談23回のように、相談業務を通じて、業務を単独ではなく一体的に捉えるように努めた。生活支援体制整備事業としては、住民向けフォーラムを継続した。今後については、感染予防に配慮しながらできる取組を模索していきたい。

説明員) あきがせは、訪問活動を積極的に行ったため、件数が大幅に伸びた。成年後見制度に関する相談については、後見ネットワークセンターとの連携を密にすることにより、相談件数を増やすことができた。生活支援体制整備については、新たにできたコミュニティサロンで定期的に健康相談を実施している。店舗の一角を使用した出張相談も継続し、支援の必要な方の早期発見に役立てることができた。また、介護事業所と連携

した出前ミニ講座を月に1回開催するとともに、声掛け模擬訓練においては金融機関等の協力を得て開催した。また、認知症サポーター養成講座は保育園児への講座を試み、地域との連携強化に努めた。

議長) 今年になってから感染症の影響で事業の中止等が継続しているとの報告が多かったが、中止等により当初は予定していなかった特別な予算が生じたことはあるか。そのような経費により予算が逼迫した状況にはあるか。

説明員) 感染症対策のための、予防用品の購入や職場環境整備等に経費が発生した。予算が逼迫した状況にはないが、元々の委託予算額がギリギリの状況である。

議長) マスク等の配布はあったか。

説明員) 国や県からの送付はあったが、需要の高い時期に配布はなかった。

委員) 今年度の予定が見えてこない中で、訪問しても顔を見せてくれない等、十分な支援ができない場合もあると思う。関係機関と連携し、細かな対応になるが、機会のいい時に情報を共有する等、現状にあわせた活動をする必要があると思う。

説明員) 訪問活動に制限がある中で、自宅でできる体操のチラシに手作りマスクを同封し、配布したところ反応が高かった。

説明員) センターの部屋を使用したサロンの開催ができない状況にあるが、開催の要望もあったため、西原ふれあいセンターに会場を移して開催した。医療機関のデイケア等の予防対策を見学、参考にして感染症対策を行いながら、今後の事業を開催していきたい。

議長) 東京都健康長寿医療センターのホームページで感染症対策について公開しているので参考にして欲しい。

説明員) 利用者から手作りマスクを持って来ていただき、安心はしたが、センターとのかかわりが少ない高齢者の状況をどのように把握していくか考える必要がある。

議長) ブロンでは、70歳台の高齢者の訪問を実施したとのことだが、きっかけはあったのか。

説明員) 昨年度の高齢者実態調査時に民生委員からご意見をいただき、調査対象外の高齢者を対象に、80人程度実施をした。センターの介入を今は必要としないと言われたこともあったが、実態把握としての必要性を感じた。

委員) 民生委員と訪問をしたのか。

説明員) センター職員が訪問した。民生委員には、実施後報告し情報共有をした。

委員) 柏の杜の通いの場「友引会」の回数と参加者数が少ないように思えるが。

説明員) 報告書にはセンター職員が参加した回のみ記載した。

委員) 今後も感染症の影響が継続する中での、業務や事業を実施して必要があるため、感染症対策で得た情報は、ぜひ全センター間で共有して欲しい。

委員) 市を含む行政から感染予防に関する指導はあるか。また、各センター間の連携の

状況はどうか。

説明員) 介護事業所の運営や業務内での感染予防に関する県等の通知は、各種発出されているが、適宜センターにも転送している。地域包括支援センターの設置責任は市にあることから、緊急事態宣言下においては、センター運営時の感染防止対策の徹底を市として通知した。しかし、今後の事業の開催や相談等業務の実施に当たっては、感染症の流行状況等を見据えながら適宜判断していくことになると思われるため、各センター間及び市で協議・連携しながら進めていきたい。

委員) 長い在宅生活による、高齢者への影響が危惧されるため、各センターにおいては、状況を把握し、出てくるきっかけを掴んだ際は、センターだけでフォローができない場合は、地域の関係機関等と情報の共有や連携をしながら、支援をしてもらいたい。また、出てくることを喚起するような仕掛けや出てきたいところをうまく相談に応じられるような体制を期待したい。また、独居男性の見守りは気になっており、その中には妻に先立たれているケース等もあると思うため、今後も継続して支援をしてもらいたい。

説明員) 訪問するセンターとしては、職員の感染予防にも配慮した上で、支援体制を作っていく必要がある。

説明員) 外出自粛期間において、認知症が進行したり、虐待の兆候が見受られたりするケースもあり、訪問が必要な時もある。介入時期等を適切に判断しながら、支援をしている。

〈地域包括支援センター退室〉

【審議結果】令和元年度地域包括支援センター事業報告及び事業収支決算について。承認とする。

(2) 令和2年度地域包括支援センター人員配置について

説明員) 資料2に基づき説明。

地域包括支援センターの人員体制は、介護保険法施行規則により、原則として保健師またはそれに準じる看護師と社会福祉士、主任介護支援専門員の主要3職種を配置することとされ、また本市との契約において総人員5.5人を配置することとなっている。令和2年度については、各包括支援センターとも5.5人以上の配置を、満たしており、また、館・幸町については、平成30年度から2名の専門職の増員により7.5人の配置となっている。各センターの人事異動の状況は、あきがせが所長の定年退職に伴い、交替、新たに社会福祉士があらたに配属されているが、各センターともに人員配置に大きな変更はない。

委員) 相談件数やケアプラン作成数が各センターで異なるものの、職員数が同一であるが、職員定数の根拠はあるのか。

説明員) 地域包括支援センターは高齢者の増加に伴い、センター数及び職員数が増えて

きたという現状がある。現在の職員体制は、平成28年からのもので、介護保険制度が給付とともに予防もより重視するようになったことに伴うものがある。各センターは、それぞれ圏域の高齢者数が異なったり、実績報告書に記載事項以外の各種事業や個別の支援等、各センターの特色にあった活動をしているため、一概に職員数に差異を付けられない現状となっている。しかし、適切な職員体制によるセンターの運営は従来から課題となっているため、各センター受託者による検討会議を予定しているが、感染症の影響で開催できていない現状にある。この会議についても感染症対策を適切に行いながら、開催を検討していきたい。

委員) 各地域によって課題は日々変化しており、人員配置は後追いの傾向があるのではないか。例えば感染症の影響により、人員が急遽必要になる場合もあると思う。各センターから報告を受けた限りでは、現在の人員体制に大きな影響はないように感じたが、モチベーションの低下つながったり、市とセンターとの認識に齟齬が生じないようにして欲しい。

説明員) 新しい生活様式を踏まえながら、高齢者を支援する方法や体制を今後も模索していく必要があると考える。

委員) 決算書では、人件費の決算額が予算額より、いずれのセンターもマイナスとなっているが、時間外勤務が多い等の理由か。

説明員) 各センターにより給与基準等も異なるため一概には言えないが、各職員の在職年数が増えたことによるものと考え。地域包括支援センターの職員は、定着が求められ、また、人件費はセンター経費の主要な部分であることから、適切な予算及び委託料の設定については、やはり受託者会議等で検討する必要があると考えている。

【審議結果】令和2年度地域包括支援センター人員配置について承認する。

(3) その他

説明員) 資料に基づき説明。

説明員) 地域包括支援センターせせらぎについて、本年7月にケアプラン作成の契約書及び重要事項説明書の個人情報記載文書を紛失したとの報告があった。各センターは、公益的機関であることから、個人情報保護の徹底は、市が発出している地域包括支援センター基本方針・運営方針や毎年度の契約書に規定されている。せせらぎは、既に所定の手続きに基づいた報告書の提出、及び実地指導を受けているが、個人情報の取り扱いについてより一層の厳正な取扱いを行うよう指導文書を通知する予定である。

委員) 業務への影響はないのか。

説明) 紛失した経緯は不明であるが、利用者への連絡、契約書の再作成等については適切に実施しているとの報告を受けており、業務への影響はない。

議長) 紛失した個人情報は何人分か。

説明員) 1 2 人分である。

4 閉会

以 上